

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第1種特定工作物の新設許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました
（建築物）の（新築、改築、用途の変更、新設）
（第1種特定工作物）（受付番号）

第 号) については、次の条件を付けて許可しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条第 2 項の規定により通知します。

条 件	別 紙	の	と	お	り
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積				
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途				
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途				
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由				
5	そ の 他 必 要 な 事 項				

(注意)

建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第1種特定工作物のうち建築基準法施行令第138条第3項に規定するものを新設する場合は、この許可のほか建築基準法による確認が必要です。

(備考)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。